



事務連絡
平成26年4月2日

各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当課 御中

内閣府子ども・子育て支援制度施行準備室

「量の見込み（放課後児童健全育成事業以外）」に関する調査（平成26年4月時点）
及び「量の見込み」の算出の留意点について

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みについては、先日、放課後児童健全育成事業に関する部分について作業をお願いしているところですが、放課後児童健全育成事業以外の事業・給付の「量の見込み（平成26年4月現在）」について管内市町村分を取りまとめ、別紙Aにより平成26年4月22日（火）までにメールにてご提出（提出先：ryounomikomi@mhlw.go.jp）いただきますようお願いいたします。

本調査については、放課後児童健全育成事業に関する調査と同様に「量の見込み」の確定値の把握を目的としたものではなく、平成27年度以降の子ども・子育て支援の充実の検討における材料の1つとするため、未確定のものがあることも前提として「量の見込み」の概数を把握することを目的としたものです。この点をご理解いただき、地方版子ども・子育て会議等の議論を経ていないなど検討途上のものであってもご報告いただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、特定市町村については、厚生労働省から、待機児童解消加速化プランの第3次募集の際、整備計画と量の見込みに関する調査を併せて行うことを予定しておりますのでご承知置き下さい。

また、「作業の手引き」では、「就労希望を踏まえた潜在家庭類型」を基にした「量の見込み」の算出方法をお示ししていますが、各年度の補正を行わない場合、結果として、平成27年度に就労希望が全て実現することを前提とした算出方法となります。就労希望は、本人の希望等だけではなく、経済環境や教育・保育施設等の整備状況にも左右されるものであり、必ずしも平成27年度に全てが実現するとは限りませんが、新制度において潜在ニーズへの対応を前提とした需給調整の仕組みを導入した趣旨等に鑑みれば、こうしたニーズに対応した教育・保育施設等の新規参入を阻害しない

等の観点から、27年度にすべて実現するという前提を置くことも合理性があると考えます。

ただし「作業の手引き」は標準的な算出方法を示しているものであり、この点についても、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、異なる方法とすることも可能ですので、念のため申し添えます（「放課後児童健全育成事業に関する「量の見込み」に関する調査（平成26年4月時点）等について」（平成26年3月25日付け内閣府子ども・子育て支援制度施行準備室・厚生労働省 雇用均等・児童家庭局育成環境課事務連絡）で依頼した放課後児童健全育成事業についても同様の考え方となります。）。

なお、就労希望が計画期間中に徐々に実現するという考え方に基づく設定とする場合における教育・保育については、以下の点に留意いただきますよう、お願いいたします。

- 一 就労希望が計画期間中に徐々に実現するという考え方に基づく設定とする場合
（※）における中間年の「量の見込み」については、市町村子ども・子育て支援事業計画の各年度の「量の見込み」が、教育・保育施設等の認可・認定の申請があった場合の需給調整の判断の根拠となることに鑑み、潜在ニーズに対してより早期に対応することを念頭に、少なくとも平成31年度（平成29年度）まで平均的に増加すると仮定した場合の数値以上の数を設定することが望ましいこと。

※例 計画の最終年度である平成31年度や、保育ニーズのピークとされている平成29年度に向けて徐々に実現するものと仮定する。

- 二 「量の見込み」について、就労希望が計画期間中に徐々に実現するという考え方に基づく設定とする場合における、法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもに係る「確保方策」については、「基本指針案」に基づき、「待機児童解消加速化プラン」において待機児童解消の目標年次としていた平成29年度末までに「量の見込み」に対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指すとともに、平成30年度及び平成31年度に更に増加する「量の見込み」に対応した特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を追加整備することを目指した「確保方策」を設定すること。

- 三 「量の見込み」について、就労希望が計画期間中に徐々に実現するという考え方に基づく設定とする場合における各年度の需給調整の取扱いについては、認可・認定の申請があった年度の「量の見込み」に既に達している場合であっても、計画期間中のピークとなる「量の見込み」には達していない場合には、認可・認定することが望ましいこと。

問い合わせ先

【新制度施行に係る全般的な事項】

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL：03-3581-1403、FAX：03-3581-0992

【放課後児童健全育成事業以外の給付・事業に関する「量の見込み」に関する調査】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子対策企画室

TEL：03-3595-2493、FAX：03-3595-2313

